

東海第二発電所	工事計画審査資料
資料番号	補足-140-13 改4
提出年月日	平成30年9月25日

設計及び工事に係る品質管理の方法等に関する説明書
に係る補足説明資料のうち
補足-140-13 【基本設計方針から工認添付説明書および
様式-1への展開表
(その他附属施設補機駆動用燃料設備
(非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。))】

平成30年9月
日本原子力発電株式会社

基本設計方針から工認添付説明書及び様式－1への展開表

【対象施設：補機駆動用燃料設備】

基本設計方針		工認添付説明書との関係	様式1への反映結果
変更前	変更後		
-	用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。	-	- (用語の定義のみ)
-	第1章 共通項目 補機駆動用燃料設備の共通項目である「1. 地盤等, 2. 自然現象, 3. 火災, 4. 溢水等, 5. 設備に対する要求 (5.2 材料及び構造等—5.3 使用中の亀裂等による破壊の防止, 5.5 安全弁等, 5.6 逆止め弁, 5.7 内燃機関, 5.8 電気設備の設計条件を除く。), 6. その他 (6.3 安全避難通路等)」の基本設計方針については、原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。	-	1. 共通的に適用される設計
-	第2章 個別項目 1. 補機駆動用燃料設備 ディーゼル駆動消火ポンプ（東海、東海第二発電所共用）の駆動用燃料は、ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク（東海、東海第二発電所共用）に貯蔵し、必要な容量を確保することで、安全性を損なわない設計とする。 【11条86】【15条17】【52条82】 可搬型代替注水中型ポンプ又は可搬型代替注水大型ポンプのポンプ駆動用燃料は、可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク又は可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンクに貯蔵する。 可搬型設備用軽油タンクは、可搬型代替注水中型ポンプ及び可搬型代替注水大型ポンプの燃料を貯蔵できる設計とする。 可搬型代替注水中型ポンプ、可搬型代替注水大型ポンプ及びタンクローリ（走行用の燃料タンク）等は、可搬型設備用軽油タンクからタンクローリ等を用いて燃料を補給できる設計とする。 【54条92】【54条98】【62条10】【63条20】【64条9】【65条29】 【66条9】【66条22】【67条24】【69条14】【69条24】【69条30】 【69条40】【69条45】【69条49】【70条3】【70条10】【71条15】	V-1-1-4-8-4 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書 V-1-1-6 別添2 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 別添2 可搬型重大事故対処設備の設計方針	2. 補機駆動用燃料設備の設計 (1) 可搬型設備用軽油タンク (2) ディーゼル駆動消火ポンプ用燃料タンク (3) タンクローリ (4) 可搬型代替注水大型ポンプ車載燃料タンク (5) 可搬型代替注水中型ポンプ車載燃料タンク
-	2. 主要対象設備 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の対象となる主要な設備について、「表1 補機駆動用燃料設備（非常用電源設備及び補助ボイラーに係るものを除く。）の主要設備リスト」に示す。	-	- (「主要設備リスト」による)